

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 沼隈町・内海町地域の災害リスクについて

(洪水：ハザードマップ)

福山市洪水ハザードマップによると、当会が立地する沼隈町草深地域において、2mを超える浸水が予測されているほか山南川付近で、最大で5mの浸水が予測されているほか、津波の危険性もある。内海町については田島地域、横島地域ともに浸水の影響は少ないと予測されているが警戒が必要である。

◆福山市洪水ハザードマップ

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/kanri/kozui/index.html>

平成30年7月の西日本豪雨災害においては、福山市は24時間最大雨量が238ミリ、72時間最大雨量392.5ミリといずれも観測史上最大となる雨量を記録し、沼隈町では時間最大雨量27ミリ、累加雨量が335ミリを記録し、山南川の水位は氾濫危険水位を超過した。当会地域では、多くの場所で、がけ崩れが発生して道路が通行止めになり、浸水被害が発生した。

◆「平成30年7月豪雨」検証を踏まえた今後の対応について（検証結果）

福山市防災対策検討会議

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/bosai/140844.html>

(土砂災害：ハザードマップ)

福山市土砂災害ハザードマップ「13 常石・千年・能登原・鞆地区」「14 内海・内浦・走島地区」によると基幹産業である企業が位置する常石地区については、がけ崩れが発生し土砂災害が生じる恐れがあるエリアとされており、沼隈町のその他の地域でも、がけ崩れ、土石流、地すべりの危険区域が数多く存在している。

内海地区については危険区域は無いものがけ崩れ、土石流の危険個所が点在しており土砂災害が生じるエリアとされている。

◆福山市土砂災害ハザードマップ

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/bosai/hazard/index.html>

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションのJ-SHIS MAPによると当商工会が位置する沼隈町、内海町は、震度5弱以上の地震が今後30年間で100%の確率で発生するとされている。

◆J-SHIS 地震ハザードステーション

(国立研究開発法人防災科学技術研究所)

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(その他)

2020年新型コロナウイルス感染症の流行により、事業者へ大きな影響を与えている。今後、地震や水害などの自然災害だけでなく、感染症等を含めた様々なリスクへの備えが事業者に求められる。

(2) 沼隈町・内海町の商工業者状況について

沼隈町、内海町内の商工業者数・小規模事業者数・従業者数・商工会員数の推移等については下記の表のとおりである。商工業者数・小規模事業者数は、ともに減少傾向である。商工会員数も、後継者不足等による廃業等で減少しており歯止めが掛かっていない。

①団体別商工業者数及び小規模事業者数の推移

年度	商工業者数	小規模事業者数
H21年	542	442
H24年	498	415
H26年	494	418
対比	91.14%	94.57%
減少数	48	24

(経済センサス基礎調査参照)

②沼隈町・内海町内の業種別事業所数及び従業者数

業種	事業所数	従業者数
農林漁業	3	15
鉱業・採掘業・砂利採取業	—	—
建設業	50	329
製造業	112	2,067
電機・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	2	5
運輸業・郵便業	25	453
卸売業・小売業	149	1093
金融業・保険業	9	54
不動産業・物品賃貸業	19	28
学術研究・専門・技術サービス業	6	107
宿泊業・飲食サービス業	37	584
生活関連サービス業・娯楽業	43	111
教育・学習支援業	14	53
医療・福祉	83	1073
複合サービス事業	12	74
サービス業(他に分類されないもの)	50	212
全産業	614	6,258

(福山市 HP 2014年度参照)

③業種別商工会会員数

年度	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
H21年度	58	113	12	111	20	60	45	425
H24年度	54	116	14	108	22	69	46	429
H26年度	56	112	15	112	24	83	37	439
H28年度	59	111	16	109	24	75	45	439
H30年度	58	106	16	104	22	70	38	414
R1年度	49	100	12	102	23	56	31	373
H21年対比	84.4%	88.4%	100%	91.8%	115%	93.3%	68.8%	87.7%

(商工会実態調査参照)

(3) これまでの取り組み

1) 福山市の取組

- ・地域防災計画の改正
災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。
- ・福山市総合防災訓練の実施
毎年11月第4月曜日に総合防災訓練を実施している。南海トラフ地震を想定した訓練を、2019年度は11月24日に実施し、多くの市民や関係機関が参加した。
- ・ハザードマップ等の作成配布
津波・土砂災害・洪水ハザードマップを作成し公表している。平成30年7月豪雨を受け、ため池のハザードマップを新たに作成した。また、防災重点ため池の新たな基準で再選定し、既存の175箇所から1,110箇所のため池を防災重点ため池に選定している。その他にも地震防災マップの作成も行っている。
- ・災害時応援協定の締結
災害対応力の充実・強化に向けて、行政機関、事業者など様々な団体と応援協定を結んでいる。
- ・避難場所の検討
浸水区域・土砂災害警戒区域の指定状況により、避難場所の見直しをしている。
- ・自主防災組織の育成
2019年度は防災をテーマとした地域との意見交換会の開催や、自主防災組織活動補助金を創設した。
- ・防災備品の備蓄
福山市災害備蓄物資備蓄計画に基づき、60種類を超える備品を備蓄している。
- ・浸水対策説明会の実施
県・市合同で浸水被害を受けた地区を中心に浸水対策について説明会を開催した。

2) 当会の取組

ア) 発災前

- ・BCPに関する国の施策周知
- ・広島県火災共済協同組合と連携した損害保険の推進

イ) 西日本豪雨災害時

- ・被災事業者に対する各種補助金申請支援
→被災地型持続化補助金2件
- ・広島県中小企業共済協同組合と連携した損害保険の加入促進

II. 課題

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害によって当地域でも被害が生じたが、これを教訓に、下記の課題が明らかとなった。

- ・地区内の小規模事業者は、災害リスクの認識が不十分である。
- ・平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・災害発生時に福山市・広島県商工会連合会・各支援機関と連携した体制整備・対策マニュアル等が事前に整備できていない。
- ・当会経営指導員に、沼隈町・内海町内の災害リスク及び災害時対応ノウハウを十分に習得している職員がいない。
- ・保険及び共済に関する助言を小規模事業者へ実施できる職員が不足している。
- ・様々な支援機関が被災事業所へ状況確認の問い合わせをするため、情報が重複するとともに、これを共有する場が確立されていない。

III. 目標

- ・沼隈内海地域の小規模事業者に対して地震・洪水・土砂災害に関する事前対策の必要性を周知し、防災意識向上に繋げる。また、組織内においても体制を整備し、関係機関との連携体制を構築する。
- ・広島県火災共済協同組合及び各種保険会社と連携して、共済・保険制度の加入・見直しを推進し、自然災害リスクへ対応する。

- ・災害発生時における連絡体制を円滑に実施するため、福山市及び広島県商工会連合会へ被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害時対応ノウハウを経営指導員（3名）が習得し、資質向上に努める。
- ・BCP計画を次のとおり取り組む。

【成果目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP作成事業者数	3件以上	3件以上	3件以上	3件以上	3件以上

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日：5か年）

(2) 事業継続力強化支援事業に内容

- ・当会と福山市に役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時および商工会報により、福山市の各ハザードマップを活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明、周知を行う。
- ・「広島県防災情報メール通知サービス」や「福山市メール配信サービス」等の行政の情報提供ツールへの登録を促す。
- ・商工会報や市広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性について情報提供し、国、広島県、福山市が開催するBCP策定講座等について地域内の小規模事業者にも積極的に参加するよう周知する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・事前に災害に備えて各会員事業所との連絡体制を構築する。そのため会員事業所の緊急連絡先としてメール・FAX番号・携帯番号等のリストを作成する。（会員企業のメーリングリストの作成）

2) 当会は、令和2年度事業継続計画（呼称：商工会BCPマニュアル）を策定予定（別添のとおり）

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合ならびに全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・巡回指導等によりBCP策定推進もしくは策定した小規模事業者の取組状況の確認を行う。
- ・福山市産業支援者連絡会議（構成員：福山市、各支援機関）において、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、福山市との連絡ルートの確認等を行う。
なお訓練は必要に応じて、商工会BCPマニュアルに沿って実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、策定した商工会BCPマニュアルに沿って、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策に実施可否の確認

- ・発災後1時間以内にLINEWORKS等を活用し職員の安否確認を行う。
その後、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を商工会と福山市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と福山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警

報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有する。

被害の目安	災害の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

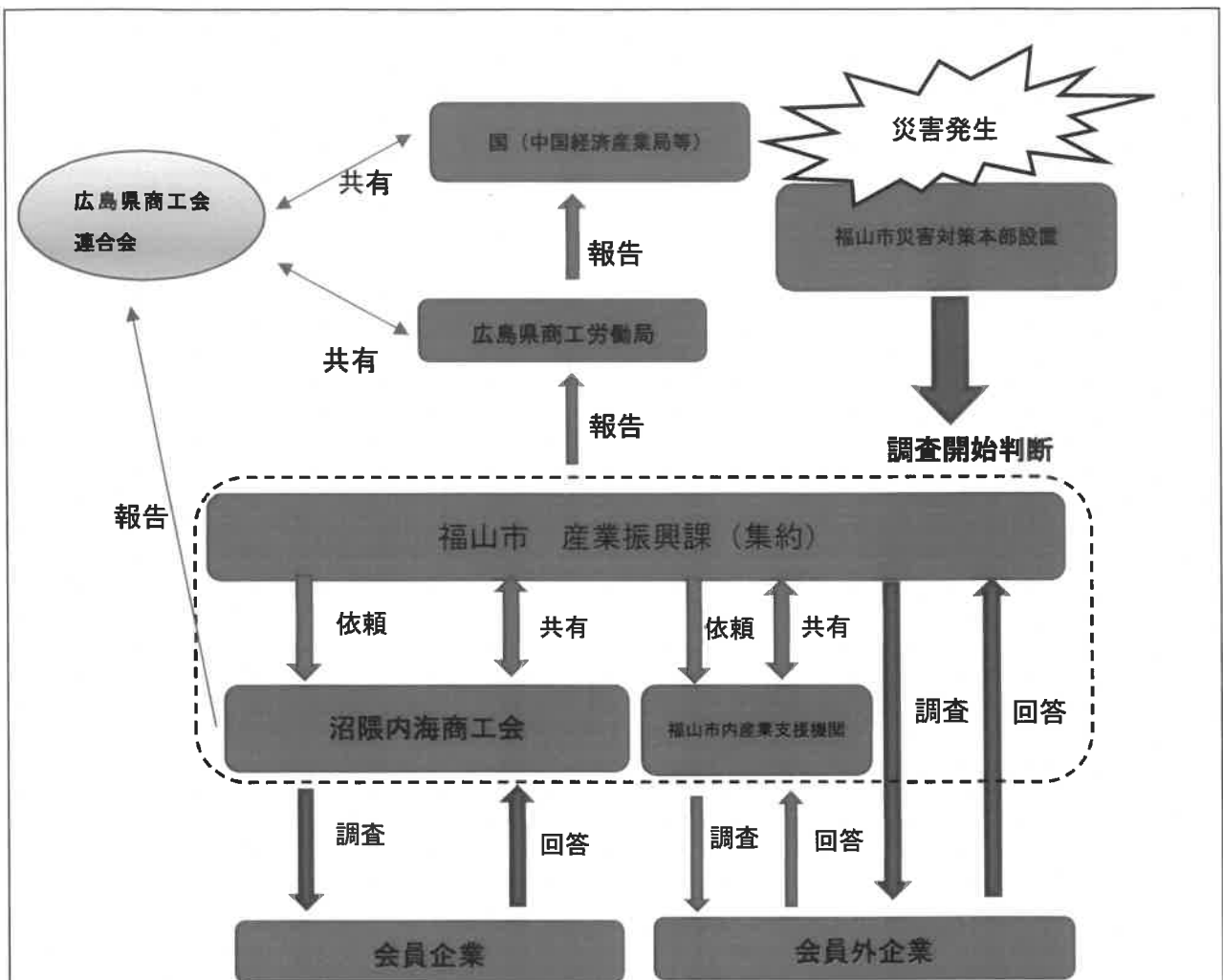
※連絡が取れない地区に関しては、大規模災害が発生していると想定する。

- ・本計画により、当会と福山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上共有する
1ヵ月以降	2週間に1回以上共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告及び情報提供を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(会員企業のメーリングリストの作成)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、広島県の指定する方法にて当市より広島県へ報告する。
- ・下図フローにより情報共有ならびに報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、福山市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者支援施策（国や都道府県、福山市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

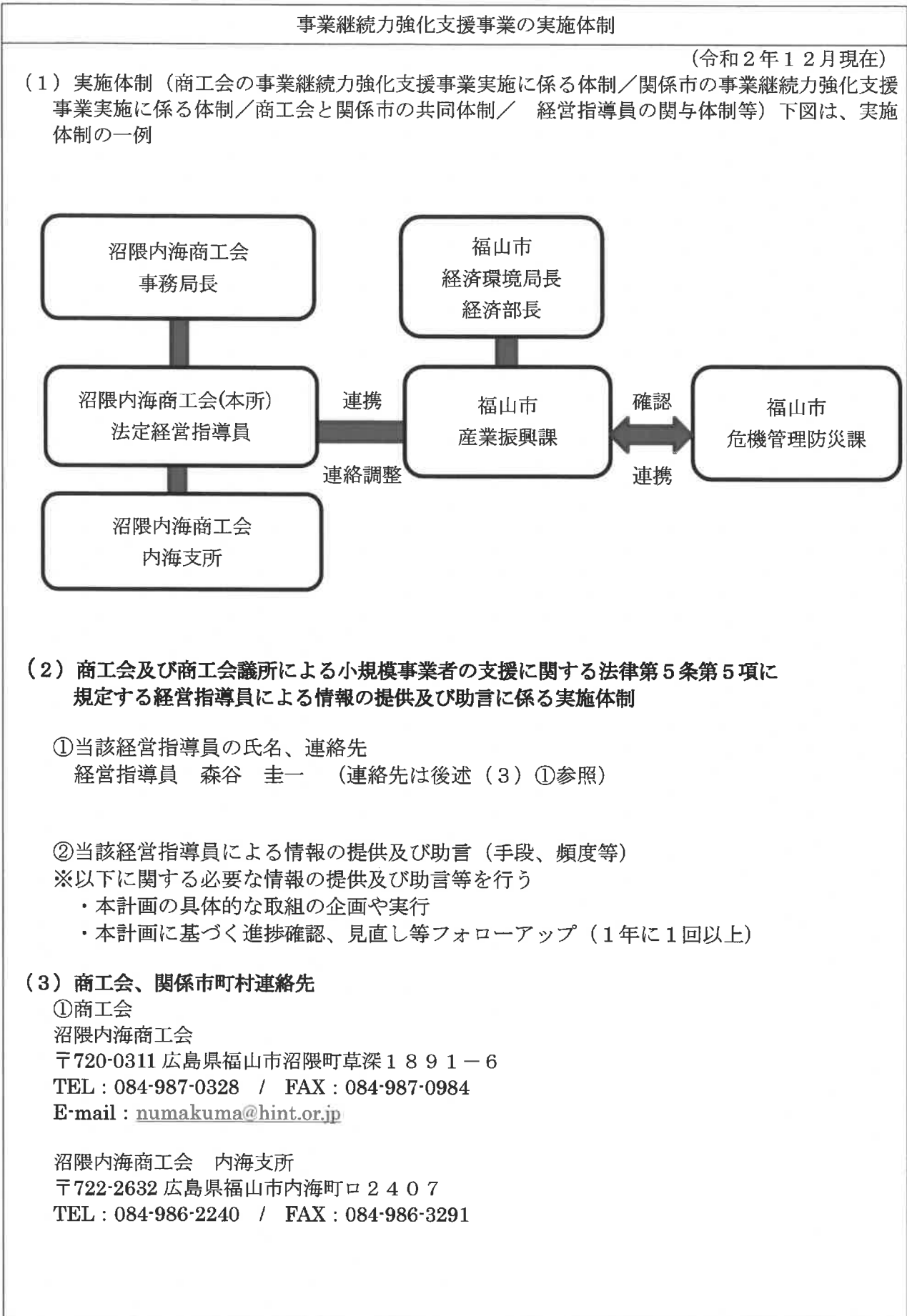
- ・ 広島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県等に相談する。

< その他 >

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町

福山市役所 産業振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL : 084-928-1038 / FAX : 084-928-1733

E-mail : shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
専門家派遣費	200	200	200	200	200
セミナー開催費	100	100	100	100	100
チラシ作製費	100	100	100	100	100
通信費	100	100	100	100	100
消耗品費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・福山市補助金・広島県補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

